

平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の
一部改正等に関する意見の募集について

第1 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部の施行（平成26年4月1日）及び本年4月1日に予定されている消費税率引上げに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「障害福祉サービス等報酬告示」という。）その他の関係告示の改正を行うもの。

第2 消費税率引上げに係る障害福祉サービス報酬等の取扱いについて

平成26年4月に予定されている消費税率引上げ（5%→8%）に係る障害福祉サービス等報酬告示における対応は、診療報酬及び介護報酬の対応を踏まえ、以下のとおりとし、具体的な報酬単価の算出に当たっては、「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等を踏まえ、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行うこととする。

1. 基本報酬における対応（別紙1）

- 基本報酬単位数への上乗せ率については、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに消費税率引上げ分を乗ずることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱いについて（別紙1）

- 基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、当該加算に係る直接の上乗せ対応は行わない。
- それ以外の障害福祉サービス等報酬に係る加算については、
 - ・ 加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される、
 - ・ 現行の単位数の設定が小さく、仮に上乗せ率を乗じても、上乗せ単位数が1単位数に満たないなどの理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難である。

そのため、基本報酬単位数の割合で設定されている加算以外の加算の消費税率引き上げに係る対応については、基本報酬単位数への上乗せにあたって、当該加算に係る消費税負担分も勘案して算定を行うことで対応する。

障害福祉サービス等報酬全体の平均上乗せ率 0.69%

3. 国庫負担基準額について（別紙2）

- 基本報酬単位数の上乗せに連動して、国庫負担基準額についても併せて上乗せ対応を行う。

第3 グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について（別紙1）

1. 基本報酬について

(1) 介護サービス包括型グループホーム

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービス利用については、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

● 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）

（1）区分6	645 単位
（2）区分5	528 単位
（3）区分4	449 単位
（4）区分3	383 単位
（5）区分2	294 単位
（6）区分1以下	257 単位

ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5：1）

（1）区分6	594 単位
（2）区分5	477 単位
（3）区分4	398 単位
（4）区分3	332 単位
（5）区分2	243 単位
（6）区分1以下	211 単位

ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6：1）

（1）区分6	561 単位
（2）区分5	444 単位
（3）区分4	365 単位
（4）区分3	299 単位
（5）区分2	210 単位
（6）区分1以下	181 単位

ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）

（1）区分6	675 単位
（2）区分5	558 単位
（3）区分4	479 単位
（4）区分3	413 単位
（5）区分2	324 単位
（6）区分1以下	287 単位

(2) 外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、
 - ・ 利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、
 - ・ 利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する仕組みとする。
- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。
- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減に

より効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。

- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

● 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
（4：1）	257 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
（5：1）	211 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	
（6：1）	181 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	
（10：1）	120 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	
（体験利用）	287 単位
● 受託居宅介護サービス費	
（1）所要時間 15 分未満の場合	99 単位
（2）所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	199 単位
（3）所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合	
271 単位に、所要時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数	
（4）所要時間 1 時間 30 分以上の場合	
580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数	

2. 加算について

(1) 基本的な考え方

現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。

その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25年10月11日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

(2) 見直しの概要

① 日中支援体制の評価の充実

- 高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設する。なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

- 心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（Ⅱ）に名称変更する。なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

● 日中支援加算（Ⅰ）【新設】	
・支援対象者が1人の場合	539単位/日
・支援対象者が2人以上の場合	1人当たり 270単位/日
● 日中支援加算（Ⅱ）【現行の日中支援加算】	

・ 支援対象者が1人の場合			
区分4以上			539単位/日
区分3以下			270単位/日
・ 支援対象者が2人以上の場合			
区分4以上	1人当たり		270単位/日
区分3以下	1人当たり		135単位/日

② 夜間支援体制の評価の充実

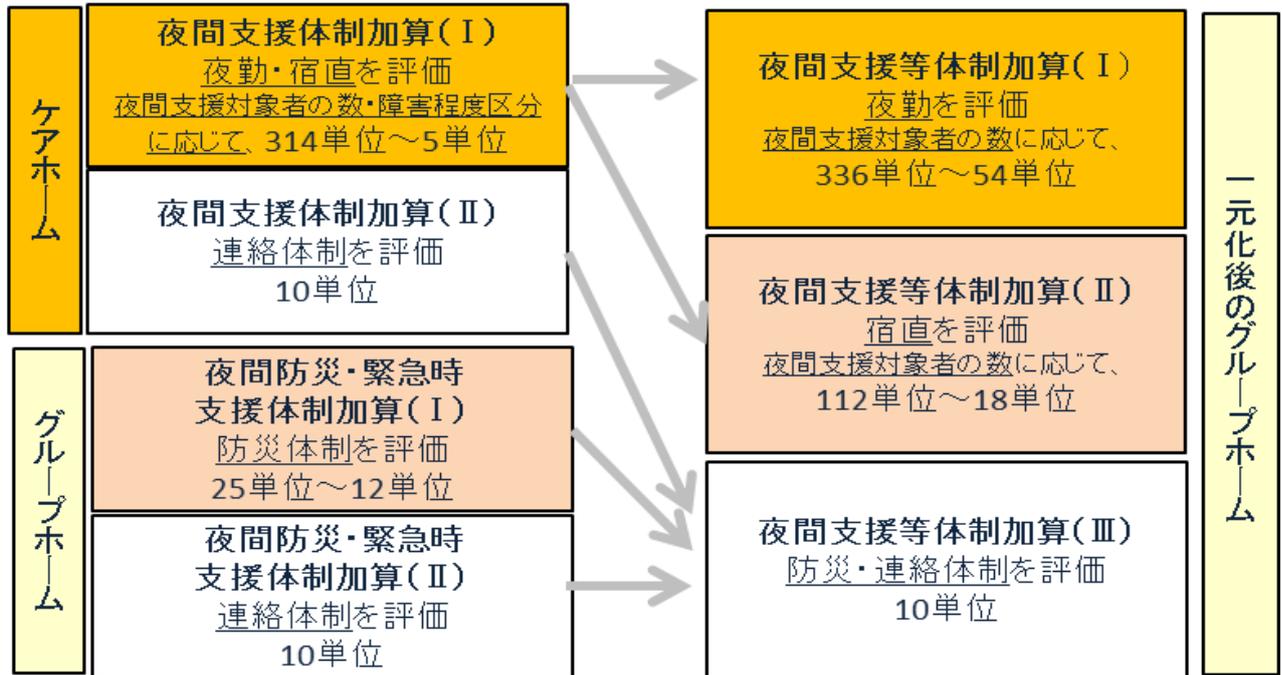
- 障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

- また、現行のグループホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ））と統合した上で適正化を図る。

● 夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】			
夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定			
[支援対象者が4人以下の場合]			336単位/日
[支援対象者が5人の場合]			269単位/日
[支援対象者が6人の場合]			224単位/日
[支援対象者が7人の場合]			192単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]			149単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]			112単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]			90単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]			75単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]			54単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】			
宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定			
[支援対象者が4人以下の場合]			112単位/日
[支援対象者が5人の場合]			90単位/日
[支援対象者が6人の場合]			75単位/日
[支援対象者が7人の場合]			64単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]			50単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]			37単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]			30単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]			25単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]			18単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅲ）【新設】			
常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定			10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

● 医療連携体制加算 (V) 【新設】 39単位/日

④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和

- サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。

● 自立生活支援加算の算定要件等の見直し

[現行]
 (算定要件)
 次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合

- ① 過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る

(加算単位数) 14単位/日 (180日を上限)

[見直し後]
 (算定要件)
 退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合

(加算単位数) 500単位 (退去前、退去後各1回)

第4 生活介護における医師配置の見直しについて

- 生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとしている。
- このうち、当該施設において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。

● 医師配置をしないことに伴う減算【新設】

12単位/日 (減算)

第5 その他

整備法の一部の施行（平成26年4月1日）等に伴う条項ずれの手当等所要の規定の整備を行う。

第6 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号及び第30条第3項第1号

第7 告示日・適用期日（予定）

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日